

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」高精細映像制作等業務委託 企画提案公募要領

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議(以下、「保存活用会議」という。)では、世界遺産の百舌鳥・古市古墳群の高い価値や魅力を国内外に伝え、知名度の向上および来訪者の増加を推進するため、「世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』高精細映像制作等業務」を実施します。

本事業においては、高精細な映像制作およびそれらを活用した公式HPへの誘導促進を行い、また今後の長期的なプロモーション戦略を策定するため、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

1 事業名

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」高精細映像制作等業務委託

(1) 事業の趣旨・目的・概要

別紙「仕様書」のとおり

(2) 委託上限額

8,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 スケジュール

公募開始	令和3年5月19日(水)
質問事項の提出締切	令和3年5月31日(月)
提案書等の提出締切	令和3年6月9日(水)午後5時
選定委員会	令和3年6月24日(木)(予定)
契約締結	令和3年6月下旬～7月上旬頃
事業終了	令和4年3月31日(木)

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。(※(6)は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。)

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 大阪府及び保存活用会議を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間（Web）

令和3年5月19日（水曜日）から令和3年6月9日（水曜日）まで

イ 配布方法

保存活用会議ホームページ（<http://www.mozu-furui.chi.jp/jp/news/>）からダウンロードできます（郵送および現地での配布は行いません）。

ダウンロードによる取得が困難な場合は、連絡をお願いします。

ウ 提出期限

令和3年6月9日（水曜日）17時まで《必着》

エ 提出方法

原則として郵送により提出してください。

やむを得ず受付場所に持参される場合は、混雑を避けるため、事前に連絡をお願いします。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

正本1部（応募書類、添付書類）、副本7部（応募書類のみ）を提出してください。

但し、副本7部については個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしないでください。（表紙及び背表紙含む）

ア 応募申込書（様式1：原本1部、副本7部）

イ 企画提案書（様式2：原本1部、副本7部）

- ・企画提案書の下部には、通しページ番号を付けてください。
- ・過去に制作した作品や、独自制作のPR映像（それぞれ2～3分程度のもの）を提出いただくことも可能です。

ウ 応募金額提案書（様式3：原本1部、副本7部）

エ 事業実績申告書（様式4：原本1部、副本7部）

上記（様式4）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：原本1部、副本7部）。

オ 共同企業体で参加の場合

- ①共同企業体届出書（様式5：1部）
- ②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）
- ③委任状（様式7：1部）
- ④使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：原本1部）

キ 事業実施体制の組織表（様式自由：原本1部、副本7部）

各構成員の役割分担等を明示してください

<添付書類>

ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ケ ◆法人の場合

- ① 法人登記簿謄本（1部）
 - ・発行日から3カ月以内のもの

◆個人の場合

- ① 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ② 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・発行日から3カ月以内のもの

- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- シ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が45.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。

（3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（4）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（5）その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類・映像データ（任意提出）は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙については、原本は提案事業タイトルと提案団体名を、副本は提案事業タイトルを記入してください。

<記入例>世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」高精細映像制作業務等委託提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（保存活用会議が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

本業務にかかる説明会は実施しません。不明な点がある場合は、「6 質問の受付」の項に従い、質問を行ってください。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和3年5月31日（月曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票」より電子メール（メールアドレス：info@moz-furuichi.jp）にて受け付けます。

なお、件名には「【質問：世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」高精細映像制作等業務委託（法人名）】」と明記してください。

ア 電子メールを送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。）

イ 質問への回答は、保存活用会議ページに掲載し、個別には回答しません。

[\(http://www.moz-furuichi.jp/jp/news/\)](http://www.moz-furuichi.jp/jp/news/)

ウ 「質問票」様式は、保存活用会議ホームページからダウンロードできます。

[\(http://www.moz-furuichi.jp/jp/news/\)](http://www.moz-furuichi.jp/jp/news/)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと）

イ 応募者多数の場合、書類審査にて上位4者程度を選定し、書類審査を通過した提案について、プレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の日時および詳細については、対象者にメールにて正式に通知します。

ウ プレゼンテーション審査はオンラインでの実施を予定しており、提出いただいた応募書類のみで行っていただきます。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

・選定委員会開催日 令和3年6月24日（木）（予定）

エ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

オ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(1) 審査基準

評価項目	審査内容	配点
プロモーションビデオの制作内容について	仕様書の内容（当該業務の趣旨・目的）を十分に理解したうえで、明確かつ具体的に提案されているか。	10点
	企画構成が優れ、没入感のある魅力的な内容となっているか。	15点
	「百舌鳥・古市古墳群」の価値および魅力が視聴者に伝わる内容となっているか。	15点

分析業務について	今後のターゲティング広告を含む情報発信を効果的に行うためのデータ分析を含めた提案となっているか。	15点
認知度向上のための取組み提案について	公式HPへの誘導を含め、広く「百舌鳥・古市古墳群」の周知を図れる効果的な提案となっているか。	15点
事業の実施体制について	事業を適切に実施することが可能な提案内容であるか。 ・スケジュールが現実的な工程となっているか。 ・調査の内容や調査収集した情報の管理などについて、コンプライアンスの点から適切なものとなっているか	10点
類似業務実績について	当該提案の裏付けとなる実績があるか。 ※過去に同種・同規模以上のプロモーションビデオ制作業務、また官公庁における類似業務のいずれかの受託実績を有しているか。	10点
価格点	価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
小計		100点

(3) 審査結果

ア 書類審査については、結果を応募者に通知します。プレゼンテーションの審査結果は、契約交渉の相手方が決定した後、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を保存活用会議ホームページ (<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/news/>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の評価点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

※品質点及び価格点・提案金額

②全提案事業者の名称 * 申込順

③全提案事業者の評価点 * 評価点順 内容は①に同じ

④最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他 (最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外 (失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- ウ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者の中で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は保存活用会議が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は保存活用会議が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は保存活用会議が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は保存活用会議が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (6) (5)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を保存活用会議に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に

規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）を参考にしつつ、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください <http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

電話番号：06-6210-9742